

令和2年4月17日

保育所・認定こども園等の在園児の皆様へ

木津川市教育部こども宝課

新型コロナウイルス感染症に係る 保育所登園自粛のお願い

平素は、市保育・教育行政にご協力いただき、ありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきまして、家庭保育にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、全国的に感染経路不明の新型コロナウイルス感染者の急増が危惧される深刻な状況の中、4月16日に新型コロナウイルスの感染拡大に対応する緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大され、京都府におきましても特に重点的な対策を進める「特定警戒都道府県」に指定されました。

このような状況の中、園の運営においては、これまで以上に感染症対策を講じた安全な保育の提供が求められています。本市におきましても、園児や保護者の皆さまの安全・安心の確保及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、登園を自粛していただきますようお願いいたします。

なお、施設の利用が真に必要な場合については保育を実施いたしますので、ご相談ください。

現在の保育施策を取り巻く状況をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

登園自粛依頼期間

令和2年4月17日（金）～5月6日（水）

※状況に応じて延長する可能性があります。

登園自粛した場合の保育料の減免について

登園を控えた日数に応じて、保育料（0・1・2歳児）を日割り計算により還付します。民間認定こども園の還付方法等については、各園にお問い合わせください。

また、公立保育所をご利用の方の副食費（3・4・5歳児）についても同様の取扱いとします。認定こども園をご利用の方の給食費につきましては、園での実費徴収となりますので、各園にお問い合わせください。

その他

保育園の利用に際しては、体温の測定やお子様の健康状態の把握に努め、体調不良の際には登園を控えて頂くようお願いいたします。